

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 5 年度
計画主体	湯河原町

湯河原町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 農林水産課
所在地 湯河原町中央 2-2-1
電話番号 0465-63-2111
FAX番号 0465-64-0300
メールアドレス nousui@town.yugawara.kanagawa.jp
nousui@town.yugawara.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンザル・イノシシ・ニホンジカ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	湯河原町

- (注) 1 計画期間は、3年程度とする。
 2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和3年度) 約638千円 約0.15ha

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
ニホンザル 613,519円 (約614千円) 約0.14ha	ミカン	501,484円 0.12ha
	中晩柑・早香	3,029円 0.00ha
	ブドウ	6,471円 0.00ha
	トマト	23,867円 0.00ha
	ナス	21,031円 0.001ha
	メロン	18,093円 0.001ha
	カボチャ	16,093円 0.001ha
	枝豆	6,655円 0.00ha
	キュウリ	6,589円 0.00ha
	スイカ	4,907円 0.00ha
	びわ	3,741円 0.01ha
	落花生 ほか	1,559円 0.00ha
イノシシ 24,372円 (約24千円) 約0.01ha	ミカン	3,610円 0.00ha
	サトイモ	20,762円 0.01ha
シカ	—	—

- (注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積(被害面積については、水産業に係る被害を除く。)等を記入する。

(2) 被害の傾向

ニホンザルによる被害は、行動域が静岡県熱海市泉地区や真鶴町西部にまたがるT1群(25頭)により年間を通して多く発生している。

特に、みかんの収穫時には温州、晩柑の区別なく柑橘類の農業被害があり、また、生活上の脅威、人家侵入、物品の略奪・損傷といった生活被害が発生している。

イノシシによる被害は、山間部に隣接している農地を中心に、年間を通じて農業被害が発生している。

また、山間部や農地と接する人家においても庭の掘りおこしや鉢植えの破損、家庭菜園の被害も発生している。

ニホンジカによる被害は、現在のところ被害の報告はありませんが、山間部での捕獲実績や山間部以外での目撃情報もあることから、今後、生息域の拡大が懸念される。

- (注) 1 近年の被害の傾向(生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等)等について記入する。
 2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値(令和3年度)	目標値(令和7年度)
被害金額	638千円	447千円
被害面積	0.15ha	0.10ha

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
 2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	a ハナレザルや人身被害を起こした加害個体の箱わなによる捕獲 b イノシシ・ニホンジカに対し、(公社)神奈川県猟友会湯河原方面支部又は湯河原町鳥獣被害対策実施隊によるくくりわなの設置による捕獲 c 狩猟免許取得支援助成金の交付	a ニホンザルのコドモ等の錯誤捕獲が多く、学習放獣を行っているが、オトナの加害個体を捕獲するのが困難 b 捕獲者の高齢化による、わなの設置や止め刺しができる人材の確保 c イノシシ・ニホンジカのわなの設置場所の増による見回りやエサやりの負担の増大。特にシカは、出没地域が山間部にあり、わなを設置する場合は、設

		置場所が遠くなるため負担が大きい。
防護柵の設置等に関する取組	<p>a 町職員による追い払い（煙火・爆竹）</p> <p>b (公社) 神奈川県猟友会湯河原方面支部による捕獲（はこわな・くくりわな）</p> <p>c かながわ西湘農業協同組合湯河原支店鳥獣対策部会による定期的な追い払い（エアガン、煙火、爆竹）</p> <p>d 湯河原町鳥獣被害対策実施隊による追い払い（煙火、爆竹等）</p> <p>e 希望者へ爆竹、花火、煙火の配布</p> <p>f 幼・保育園、小・中学生及び保護者に対し被害防止に関するチラシの配布や学校等とのサル出没情報の共有化</p> <p>g 児童・生徒の安全・安心を図るため、学校とサルの出没情報を共有し、また追い払い隊による定期的に通学路のパトロールを実施</p> <p>h 電気柵等の設置への補助金の交付</p> <p>i かながわ西湘農業協同組合湯河原支店鳥獣対策部会において、わなの設置等に関する技術向上の研修会の実施</p>	<p>a 活動域が住宅地またはその周辺の畑に出没している。</p> <p>b 単発的な追い払いを行っても、すぐに戻ってきてしまい効果がない。</p> <p>c 荒廃農園の増により、ニホンザル・イノシシの住処となる場所が増えている。</p>

- (注) 1 計画対象地域における、直近3か年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追い払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

(5) 今後の取組方針

○共通

- a 関係機関が連携を密にし、効果的な被害防止対策を進めていく。
- b 効果的な被害防止とわなの管理に関する負担を軽減するため、ICTやITといった先進技術を活用した行動把握や捕獲方法を検討・試行する。
- c 電気柵等の被害防止対策への補助金の交付を引き続き実施する。
- d **新たな担い手を育成するため、引き続き、狩猟免許取得支援助成金の交付を実施する。**

○ニホンザル

追い払い隊による追い上げや追い払い、人家周辺の果樹の早期収穫等の啓発活動及び野菜残さ等の誘引物の除去など環境整備を実施するこれまでの対策には限界があり、農業・生活被害の根絶を目指し、県に対し、T1群を「管理困難な群れ」として全頭除去する方針とするよう要望する。

○イノシシ

農業被害防除のために、**関係団体と連携し、箱わな・くくりわなにより捕獲を行う。**

被害状況を把握するため、かながわ西湘農業協同組合を通じて農家に農作物被害の報告をお願いする。

荒廃農地や竹藪がイノシシの住処にならないよう、所有者が定期的に草刈りや竹藪の間伐等を行い、適正に管理するように啓発活動を実施する。

収束する見通しが立っていない豚熱感染への対応については、捕獲した際に、これまでどおり適切な処理・消毒等を実施する。

○ニホンジカ

農業被害が挙がってくる状況下では、農業被害防止策が追い付かない事態となっていることが他地域での経験上で明らかになっていることから、生息分布の拡大防止及び個体数の増加を抑制するよう、わなにより捕獲を行う。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

○湯河原町職員

- a 被害通報による追い払い等の活動
- b 関係機関との連絡調整、情報共有
- c 箱わなによる捕獲を実施
- d ICT・IoTといった先進技術を活用した行動把握や捕獲方法の検討・試行

- かながわ西湘農業協同組合
 - a 箱わな・くくりわなによる捕獲を実施
 - b 鳥獣対策部会におけるわなの設置等に関する技術向上の研修会等の実施
- （公社）神奈川県猟友会湯河原方面支部
 - a 箱わな・くくりわなによる捕獲を実施
- 湯河原町鳥獣被害対策実施隊
 - a 有害鳥獣の捕獲、被害防護柵の設置、その他鳥獣被害防止対策に関するこ
とについて、湯河原町鳥獣対策協議会、かながわ西湘農業協同組合、（公
社）神奈川県猟友会湯河原方面支部と連携し、実施する。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者
団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲
に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資
料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持
させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	ニホンザル イノシシ ニホンジカ	・捕獲に必要な機材の導入 ・加害個体の特定 ・個体数の抑制（定着防止）
令和6年度	ニホンザル イノシシ ニホンジカ	・捕獲に必要な機材の導入 ・加害個体の特定 ・個体数の抑制（定着防止）
令和7年度	ニホンザル イノシシ ニホンジカ	・捕獲に必要な機材の導入 ・加害個体の特定 ・個体数の抑制（定着防止）

- (注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入
する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
○ニホンザル 令和5年度から改訂する第5次ニホンザル管理計画において、県としては 西湘地域個体群（T1群）の維持、あり方を多角的に分析するとされている が、加害個体の捕獲を行うとともに、農業・人的被害の根絶を目指し、「管

「理困難な群れ」として群れの除去を目指し調整していく。

○イノシシ

生息状況及び被害状況を鑑みて捕獲数等を設定し、有害捕獲を実施する。

○ニホンジカ

毎年度策定する神奈川県ニホンジカ管理事業実施計画に基づき捕獲数等を設定し、被害拡大防止のために有害捕獲を実施する。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ニホンザル (T1群)	2頭	2頭	2頭
イノシシ	70頭	100頭	100頭
ニホンジカ	20頭	20頭	20頭

(※1) ニホンザルの捕獲頭数は、毎年度策定する神奈川県ニホンザル管理事業計画に基づき定める。

(※2) ニホンジカの捕獲頭数は、毎年度策定する神奈川県ニホンジカ管理事業計画に基づき定める。

捕獲等の取組内容

○ニホンザル

箱わなを使用して捕獲を行う。

○イノシシ

年間を通して箱わな・くくりわなを使用して捕獲を行う。

○ニホンジカ

年間を通してくくりわなを使用して捕獲を行う。

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

該当なし

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等につ

いて記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「法」という。）第 4 条第 3 項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
ニホンザル イノシシ ニホンジカ	補助金を活用してもらい農業者自らにより設置するように促す。	補助金を活用してもらい農業者自らにより設置するように促す。	補助金を活用してもらい農業者自らにより設置するように促す。

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和 5 年度	ニホンザル イノシシ ニホンジカ	a 放任果樹等の撤去について鳥獣対策協議会、農業委員会、農業協同組合等と活動を進める。 b 地域における、被害防止のための対策などについて周知活動を進める。継続的な追払い活動を続けていく。
令和 6 年度	ニホンザル イノシシ ニホンジカ	a 放任果樹等の撤去について鳥獣対策協議会、農業委員会、農業協同組合等と活動を進める。 b 地域における、被害防止のための対策などについて周知活動を進める。継続的な追払い

		活動を続けていく。
令和7年度	ニホンザル イノシシ ニホンジカ	a 放任果樹等の撤去について鳥獣対策協議会、農業委員会、農業協同組合等と活動を進める。 b 地域における、被害防止のための対策などについて周知活動を進める。継続的な追払い活動を続けていく。

(注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

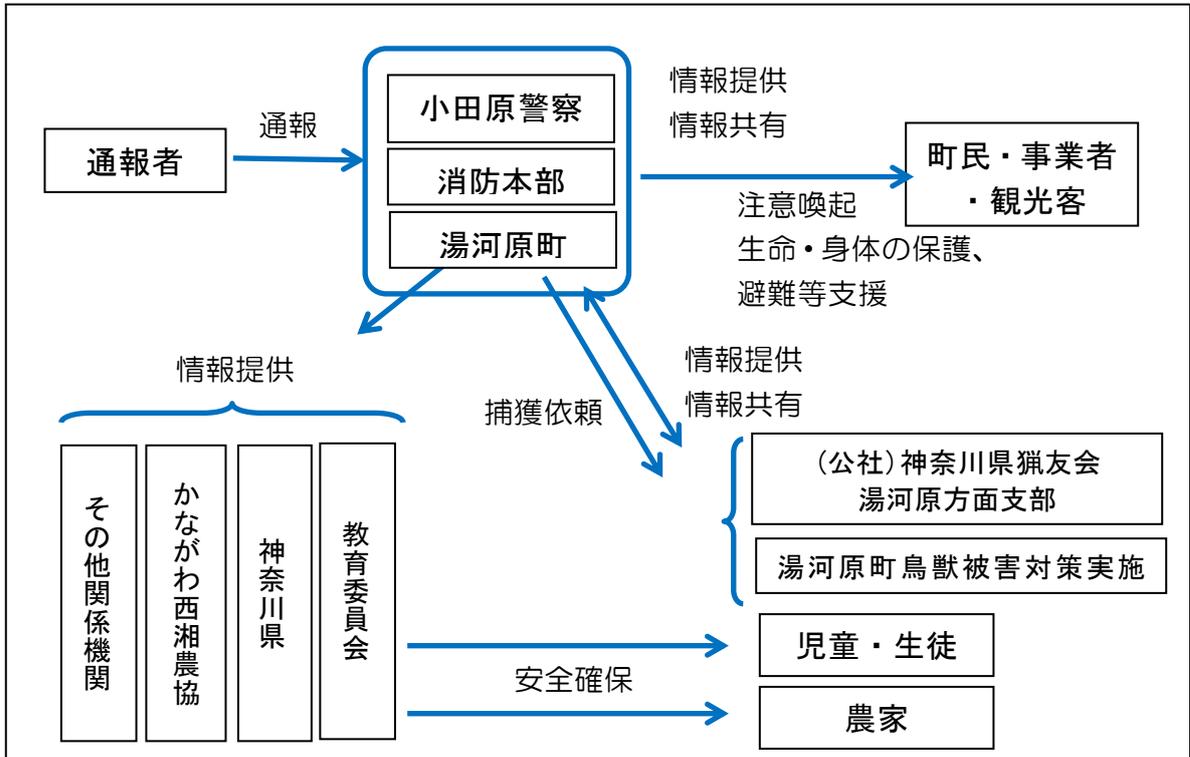
(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
湯河原町	情報収集 関係機関との連携・情報提供 町民、事業者、観光客への注意喚起、生命・身体の保護、避難等の支援
湯河原町消防本部	情報の共有、町民、事業者、観光客の生命・身体の保護、避難等の支援
湯河原町教育委員会	児童生徒の安全確保、町と連携し学校とサル出没情報の共有化
神奈川県県西地域県政総合センター環境部環境調整課	情報の共有
神奈川県小田原警察署	情報の共有 町民、事業者、観光客の生命・身体の保護、避難等の支援
かながわ西湘農業協同組合	農家からの農業被害情報の収集
(公社)神奈川県猟友会湯河原方面支部	捕獲の実施
湯河原町鳥獣被害対策実施隊	追払い・捕獲の実施
その他関係機関	必要に応じた情報の共有

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は

生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

- ニホンザル
神奈川県ニホンザル管理計画に基づき処分する。コドモ（アカンボウ）を捕獲した場合は学習放獣を行う。
- イノシシ・ニホンジカ
埋設、焼却処分又は自家消費を基本とする。
ジビエとして利活用可能な捕獲個体については、隣接市である静岡県熱海市の「野生動物解体処理施設 山の恵」の処理加工施設と連携して、可能な限り有効利用する。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

イノシシ・ニホンジカについては、埋設に係る負担を軽減するとともに、捕獲個体をジビエに利用し、地域の特産として有効活用するため、隣接市である静岡県熱海市の「野生動物解体処理施設 山の恵」と連携・協力して、利活用可能な捕獲個体は可能な限り当該施設に搬入を行う。
 ○搬入実績
 令和3年度：イノシシ 9頭

- (注) 1 食肉、ペットフード及び皮革としての利用、学術研究への利用等、捕獲等をした鳥獣の利用方法について記載する。
 2 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等についても記載する。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	湯河原町鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
湯河原町役場	事務局、被害への対応
かながわ西湘農業協同組合	被害への対応、追払い隊・狩猟免許の取得による捕獲の担い手の育成
(公社)神奈川県猟友会湯河原方面支部	捕獲(はこわな・くくりわな)

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
神奈川県西地域県政総合センター 環境部環境調整課	被害状況集計、情報提供
神奈川県環境農政局緑政部自然環境 保全課野生生物グループ	被害状況集計、情報提供
神奈川県環境農政局緑政部自然環境 保全課平塚駐在事務所(かながわ鳥獣 被害対策支援センター)	対策提案、対策指導、技術支援、情報提供

神奈川県農業技術センター足柄地区 事務所	被害対策等についてのアドバイス等
-------------------------	------------------

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成27年6月3日に設置
構成員は非常勤職員（（公社）神奈川県猟友会湯河原方面支部のうち、有害鳥獣駆除活動を経験した者で支部長が推薦する者、湯河原町有害鳥獣対策協議会委員の内、委員長が推薦する者、湯河原町長が特に認めた者）

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

かながわ西湘農業協同組合湯河原支店鳥獣対策部会とも連携し、地域と一体となって被害防止に取り組んでいく。
ニホンザルの生息域は、静岡県にもまたがることから、隣接する静岡県、熱海市、神奈川県及び当町において湯河原町及び熱海市を行動域とするニホンザル被害対策連絡会議により情報交換を行う。

- (注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

この計画に記載した事項以外の捕獲、防除方法等について、関係機関と連携しながら効果的な方法を検討し実施する。

- (注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。